

平成 22 年度(2010 年度)

豊中市千里文化センター  
市民運営会議検討報告書



平成 23 年 (2011 年) 3 月

豊中市千里文化センター市民運営会議

## 【目次】

はじめに .....	1
平成 20 年度の検討成果 .....	2
平成 21 年度の検討成果 .....	3
平成 22 年度の検討事項	
1. 市民実行委員会の事業評価 .....	4
2. 施設間連携事業のあり方と取り組みに向けて .....	4
3. 平成 23 年度の事業の担い手選考 .....	4
4. 事業評価シートの見直し .....	4
資料編 .....	5

## はじめに

平成20年（2008年）7月に設置された「豊中市千里文化センター市民運営会議」では、昨年度、情報の受発信や案内、相談、交流の拠点となる「コラボひろば（多目的スペース）」と「屋上庭園」における事業について、担い手の選考方法や評価手法を検討し、併せて、市や市民団体等と協働しながら事業効果を検証するためのプレ事業を実施しました。今年度は、平成21年（2009年）11月に結成された「千里文化センターコラボひろば及び屋上庭園事業実行委員会」が実施した事業について評価を行うとともに、施設間連携事業のあり方や来年度の担い手について検討しました。

同実行委員会が運営する、人と人、人と情報の交流拠点である「コラボカフェ」が平成22年（2010）4月6日にオープンし、多くの利用者でにぎわっています。また、カフェを利用した交流事業やミーティングも開催され、「交流ひろば」としての機能を十分に発揮しています。

今後も、市民運営会議・実行委員会と、市民活動団体・事業者・大学・豊中市などが協働し、コラボが千里地区の拠点施設として大きく成長するよう、新しい付加価値を生み出す施設運営のあり方について検討を重ねていきたいと考えています。

平成23年（2011年）3月

豊中市千里文化センター市民運営会議

## 平成 20 年度の検討成果

### 1. コラボの将来像

コラボがめざすべき姿は、“多世代・多分野・多文化の共生”。実践の場である「コラボひろば」と「屋上庭園」では、多様な世代・分野・文化が様々な場面で組み合わせたり、それぞれの特徴を活かして相乗効果を発揮できる事業を展開します。そこから創出される「インキュベート機能」と「アーカイブ機能」は、地域ニーズに対応する新たな市民公益活動を生み育て、活動の足跡がノウハウの蓄積となって次世代に引き継がれていく、そんなイメージを持っています。

これらを実現する視点として「交流・協働」「チャレンジ」「情報受発信」の3つのキーワードを掲げています。

### 2. 「コラボひろば」の活用方法

- ①コラボひろばでは、案内・情報提供機能、情報収集・調査機能、相談機能、コーディネート機能、交流・コミュニケーション機能を展開するため、窓口とカフェを一体的に運営します。
- ②定期的な企画展示会やイベントの開催をします。
- ③市民と市民、市民と事業者、市民と大学、市民と行政、行政と行政が協働して企画・実行します。

○展示会＋ミニ講習会  
○豊中市の写真コンテスト、千里にちなんだ展示  
○コンサート、映画祭、高齢者の発表会、テーマ別物販会

- ④白い壁をスクリーンにして映像を映します。
- ⑤絵画や写真を常設展示します。

### 3. 「屋上庭園」の活用方法

- ①定期的、四季に応じたイベント開催

○子どもや若者対象のイベント⇒子どものための夜店、ダンス広場など  
○夜間や早朝のイベント⇒イルミネーション、星を見る会、キャンドルナイトなど  
○緑を活用したイベント⇒草花のピオトープで学習会、ガーデニングコンクールなど

## 平成 21 年度の検討成果

### 1. 事業の担い手の選考方法

これまでの検討成果を最大限に反映させるため、市民運営会議が担い手を選考すること、担い手と市が事業パートナーとして対等な立場を確保することを前提としました。

さらに、市民運営会議のメンバーの一部も担い手候補になることから、新たに公募するメンバーとの公平性を確保できる実行委員会方式を選考方法として決定しました。

### 2. 千里文化センターコラボひろば及び屋上庭園事業実行委員会

事業の担い手となる実行委員会は、市民運営会議から推薦を受けた同会議メンバー4人と、公募によるメンバー15人の計19人（のちに1人辞退）で構成することになりました。公募では、15人から応募があり、選考を行った市民運営会議では、「意欲ある多様な人たちから応募をいただいた」と判断し、全員をメンバーとして迎えることにしました。

### 3. プレ事業の企画・実施

市民が主役のコラボ運営を実現する担い手が決定し、平成 22 年度から「コラボひろば」と「屋上庭園」を活用して本格的な事業を開始することになります。それまでの間、市民運営会議では、来年度の事業計画づくりに役立ててもらおうと、様々なプレ事業を企画・実施し、その効果や課題を検証しました。

### 4. コラボひろばの整備

コラボで実施する事業には情報の受発信や案内、相談、緑の維持管理、イベントといったものがありますが、その根幹となるものが交流事業です。用事がなくてもふらっと気軽に立ち寄れて会話やお茶が楽しめる場、そこから世代や分野、文化をこえた人同士が出会い交流できる場、それが「コラボひろば」の魅力です。

飲み物を味わいながらゆっくりとした時間を楽しめる、そこから新たな担い手や活動が誕生するかもしれません。



完成したコラボひろば

### 5. 事業評価手法の検討

平成 22 年度からの本格的な事業実施に向けて、担い手・市・市民運営会議の3者がそれぞれ事業評価を行い、事業のスキルアップを図るための手法を検討しました。コラボの将来像と照合して事業効果や性格を確認し、当該事業の継続・修正・中止を判断します。事業評価によって担い手のやる気がかきたてられ、「次の事業」につながる評価項目を検討しました。

## 平成 22 年度の検討事項

### 1. 市民実行委員会の事業評価

市民実行委員会が実施した各事業について、同委員会及び市から報告を受けて事業評価を実施しました。評価項目は、①協働性 ②公共性 ③独自性・創造性 ④発展性・持続性 ⑤費用対効果 ⑥事業のオープン性 ⑦運営体制と準備の充実 ⑧参加者満足度 ⑨担い手満足度 の9つです。

### 2. 施設間連携事業のあり方と取り組みに向けて

コラボ内の各施設が連携し、事業効果・効率の向上を図り、新しい付加価値を創造するために、施設間連携事業のあり方と取り組みに向けて検討を進めました。検討にあたっては、具体的な連携事例を取り上げながら、施設間で連携を進めるための仕組みについて議論しました。

### 3. 平成 23 年度の事業の担い手選考

当初、平成 23 年度の事業の担い手については、市民活動団体への委託を予定していましたが、実行委員会方式をもう 1 年延長する案が事務局から提案され、検討の結果、承認されました。

ただし、実行委員会の自立に向けたステップアップが必要であることから、常設カフェの運営については、委託方式を導入することにしました。(ボランティア謝礼金、消耗品費については、市からの委託料で賄う。)

### 4. 事業評価シートの見直し

市民実行委員会事業の評価シートについて、事業担当者ができるだけ簡便に記入できるように、見直しをしました。

また、市民運営会議の評価の関わり方についても見直しを図り、実行委員会や市から事業報告を受けて、市民運営会議が所感を述べる形式に改めました。市民運営会議として、第三者の立場で評価することは困難な面もありますが、客観的な視点で市民実行委員会の事業を評価することは大切なことです。

## 資料編

### 1. 市民運営会議の開催経過

	開催日時	議題	出席者	傍聴者
第 17 回	平成 22 年 5 月 25 日 午後 6 : 30 ~ 8 : 30	○第 2 期運営会議の会長・副会長の選出 ○今年度の検討スケジュール ○コラボ内連携 ○実行委員会事業の進捗報告	委員 18 人、事務局 3 人	5 人
第 18 回	平成 22 年 7 月 1 日 午後 6 : 30 ~ 8 : 30	○実行委員会事業評価 ○報告等	委員 16 人、事務局 3 人	0 人
第 19 回	平成 22 年 9 月 6 日 午後 6 : 30 ~ 8 : 30	○実行委員会事業評価 ○施設間連携事業のあり方 ○施設間連携事業の取り組みに向けて ○報告等	委員 17 人、事務局 2 人	2 人
第 20 回	平成 22 年 11 月 16 日 午後 6 : 30 ~ 8 : 30	○平成 23 年度の事業の担い手 ○施設間連携事業 ○実行委員会事業評価 ○報告等	委員 14 人、事務局 3 人	1 人
第 21 回	平成 23 年 2 月 10 日 午後 6 : 30 ~ 8 : 30	○事業評価シートの見直し ○実行委員会事業評価 ○平成 22 年度検討報告書案 ○平成 23 年度実行委員会事業計画案 ○報告等	委員 14 人、事務局 3 人	0 人
第 22 回	平成 23 年 3 月 29 日 午後 6 : 30 ~ 8 : 30	○実行委員会事業の評価と総括 ○平成 22 年度検討報告書案 ○平成 23 年度実行委員会事業計画案 ○パートナーシップ協定の更新 ○報告等	委員 14 人、事務局 2 人	2 人

## 2. 千里文化センターフォーラムの開催経過

今年度は第5回・第6回と2回のフォーラムを実施しました。

第5回フォーラムは、これまで市民活動や地域との関わりがなかった人たちに送る、生きがいつくり・仲間づくりのメッセージ。市民活動や地域活動の魅力を伝え、活動の中で自身の活躍の場・居場所を見つける楽しさを実感してもらいました。

第6回は、多くの皆さんに実行委員会の活動内容を知ってもらうため、実行委員による活動報告と参加者との意見交換会を実施しました。

	開催日時	テーマ・内容	出席者
第5回	平成22年11月20日(土) 14:00~16:30	「市民活動デビューのススメ！ ～生きがいつくり・仲間づくり～」 ①講演「リタイアしたサラリーマンの市民活動 デビュー体験」講師：加福 共之さん ②講演「ここがいけない！市民活動デビューの 失敗例」講師：赤井 直さん ③パネルディスカッション 「今、市民活動がおもしろい！誰でもできる 市民活動のススメ」 コーディネーター：山本 茂さん パネリスト：伊富貴 順一さん 太刀掛 俊之さん 加福 共之さん 赤井 直さん	19人
第6回	平成23年2月11日(祝) 14:00~16:00 *開館3周年記念事業	「市民とコラボの12カ月」 千里文化センター市民実行委員会による活動報告 及び参加者との意見交換	36人

### 3. 千里文化センター市民運営会議委員名簿

	分野	所属など	名前	
1	学識経験者	大阪大学大学院工学研究科ビジネスエンジニアリング専攻	松村 暢彦	会長
2		大阪大学大学院人間科学研究科グローバル人間学講座	神前 進一	副会長
3		社会福祉法人大阪ボランティア協会	永井 美佳	ファシリテーター
4	事業者	せんちゅうぱる専門店会	十亀 弘	
5	公募市民		赤井 直	副会長
6			安藤 久美子	
7			太田 博一	
8			加福 共之	
9			菊池 信孝	
10			田村 清晴	
11			平尾 和	
12			満永 伸一	
13			宮崎 泰代	
14			森 由香	
15	施設長	千里公民館長	三宅 拓也	
16		千里図書館長	北風 泰子	
17		保健センター所長	朝倉 敏和	
18		千里老人福祉センター所長	平井 加代里	
19		新千里出張所長	原田 隆司	
	事務局	市民生活部長	松田 泰郎	
		千里文化センター長	羽間 敦夫	
		千里文化センター主幹兼センター長補佐	荒木 孝信	
		千里文化センター職員	前川 直美	
		千里文化センター職員	中村 則子	

## 4. 千里文化センター市民運営会議設置要綱

(設置)

第1条 豊中市千里文化センター(以下「センター」という。)に、豊中市千里文化センター市民運営会議(以下「運営会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 運営会議は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) センターの今後のあり方(多様な機能を活かす方向性)に関すること。
- (2) センターにおける事業のあり方や実施手法に関すること。

(組織)

第3条 運営会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 事業者
- (3) 市民
- (4) 新千里出張所長
- (5) 千里図書館長
- (6) 千里公民館長
- (7) 保健センター所長
- (8) 千里老人福祉センター所長

3 前項第3号に掲げる委員は、公募により選考する。

4 第2項第4号から第8号までの委員は、その職をもって当てる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 委員は、再任することができる。ただし、前条第2項第3号の市民委員においては、2期を限度とする。

(会長及び副会長)

第5条 運営会議に会長1名及び副会長若干名を置き、委員のうちから互選によりこれを定める。

2 会長は、運営会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 運営会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、運営会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

3 会長は、必要があると認めるときは、運営会議に分科会を設けることができる。

(千里文化センターコラボひろば及び屋上庭園事業実行委員会との関係)

第7条 運営会議は、第3条第2項第1号から第3号の委員を、別に要綱で定める千里文化センターコラボひろば及び屋上庭園事業実行委員会(以下「事業実行委員会」という。)の委員に推薦することができる。

2 運営会議は、事業実行委員会と連携する。

(事務局)

第8条 運営会議の事務局は、市民生活部千里文化センターが担う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、運営会議及び分科会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年7月3日から実施する。
- 2 この要綱の実施後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。
- 3 この要綱の実施後最初に招集される運営会議の招集及び会長が決定されるまでの運営会議の議長は、市民生活部長が行う。
- 4 この要綱は、平成20年8月29日から実施する。
- 5 この要綱は、平成21年8月31日から実施する。

## 5. コラボひろばと屋上庭園の運営に関するパートナーシップ協定

千里文化センター「コラボ」は、「生涯学習」「文化創造」「行政サービス」の拠点であり、また「市民公益活動の促進」の場でもあります。コラボがもつ機能を十分に発揮し、地域自治や市民活動の拠点となるために、市民と行政が協働して、コラボひろば及び屋上庭園の活性化事業を実施することとしました。

ここに豊中市千里文化センターコラボひろば及び屋上庭園事業実行委員会(以下「実行委員会」という。)と豊中市(以下「市」という。)(以下「両者」という。))は、コラボひろばと屋上庭園の運営に関するパートナーシップ協定(以下「本協定」という。)を次のとおり締結します。

(目的)

第1条 本協定は、「コラボ」が千里の地域自治・市民活動・文化活動の拠点にふさわしい諸事業を協働して実施するに当たり、コラボひろば及び屋上庭園の運営における両者の関係、役割分担、相互協力の内容を定めるものです。

(協働の原則)

第2条 両者は、協働してコラボひろばと屋上庭園の運営を進めるために、豊中市自治基本条例が定める「協働の原則」に基づき、次の原則を遵守します。

- (1)両者は、対等な立場に立ち、相互に理解を深めます。
- (2)両者は、目的の共有化と透明性・公開性を確保しながら、協働運営を進めます。
- (3)市は、実行委員会の自発性及び自主性を尊重します。

(実行委員会の役割)

第3条 実行委員会の役割は、事業の担い手となるほか、事業の計画策定や評価とし、主な項目は次のとおりです。

- (1)平成 21 年度のプレ事業について、千里文化センター市民運営会議(以下「運営会議」という。)及び市と協議し、実施します。
- (2)運営会議及び市と協議して、平成22年度(2010年度)事業を市民の意見や要望を踏まえて、計画立案、実施し、年度末に運営内容を総括して公表します。
- (3)事業実施に際し、必要に応じてサポーターを募集します。

(市の役割)

第4条 市の役割は、事業実施に当たって人的及び物的な支援をすることで、主な項目は次のとおりです。

- (1)平成 21 年度のプレ事業について、運営会議及び実行委員会と協議し、実施します。
- (2)運営会議及び実行委員会と協議して、次年度事業を市民の意見や要望を踏まえて、計画立

案, 実施し, 年度末に運営内容を総括して公表します。

(3) 実行委員会に対して, 必要な情報の収集及び提供をします。

(4) 実行委員会の全体会議及び分科会に出席します。

(5) 庁内の関係部局への連絡と意見調整をします。

(6) 運営に必要な費用のうち, 光熱水費等管理にかかる費用と必要な備品・消耗品の費用, イベント時の講師等の謝礼金, 実行委員及びサポーター謝礼金を予算の範囲内で負担します。ただし, 事業収入は市の歳入とします。

(7) 事業の実施に際して, 必要な場所と備品の確保をします。

(運営の場所と主な内容)

第5条 実行委員会が運営する場所と主な内容は, 次のとおりとします。

(1) 豊中市千里文化センター(豊中市新千里東町1-2-2)2階 コラボひろば(必要に応じて, 多目的スペースも含む)

- ・ コラボ内施設の案内・事業案内
- ・ 千里に関する情報の受発信
- ・ 市民活動の支援・情報提供
- ・ 交流・協働の場としてのカフェ運営
- ・ 多目的スペースを含むコラボひろばでのイベントの実施

(2) 同センター屋上階 屋上庭園

- ・ 市民主体の緑化事業・維持管理
- ・ 屋上でのイベントの実施

(協定の期限)

第6条 本協定の期限は, 平成23年(2011年)3月31日とします。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項及び疑義の生じた事項については, そのつど, 実行委員会と市が協議して決定します。

本協定の締結を証するため, 本書2通を作成し, 記名押印のうえ各自1通を保有するものとします。

平成22年(2010年)3月10日

千里文化センターコラボひろば及び屋上庭園事業実行委員会  
委員長 赤井直  
豊中市長 浅利敬一郎

## 6. 千里文化センターコラボひろば及び屋上庭園事業実行委員名簿

	名 前	分科会		備 考
		メイン	サブ	
1	赤井 直	交流	屋上庭園・情報	委員長
2	浅田 信利	屋上庭園	交流	副委員長
3	池本 孝	情報		
4	太田 博一	屋上庭園	情報	副委員長
5	織田 順子	交流		
6	加福 共之	情報		副委員長
7	上村 有里	交流	情報	副委員長
8	太刀掛 俊之	情報	交流	
9	田中 恒子	屋上庭園		
10	田中 敏雄	情報		
11	田村 清晴	交流		
12	道願 守男	情報		
13	原田 仁八	情報	交流	
14	古田 佳子	屋上庭園		
15	宮崎 泰代	交流		
16	宮園 稔	交流		
17	山田 桂子	交流	屋上庭園	
18	山本 茂	交流	情報	

\*1人の辞退者があり、18人の委員で構成

## 7. 千里文化センターコラボひろば及び屋上庭園事業実行委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 豊中市千里文化センターにおける「コラボひろば」及び「屋上庭園」において、市民主体の事業を実施し、その活性化を図るために、豊中市千里文化センターコラボひろば及び屋上庭園事業実行委員会(以下「事業実行委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 事業実行委員会は、「平成 20 年度豊中市千里文化センター市民運営会議検討報告書」に掲げる事業を具体に実施する。事業実行委員会は、事業の実施に当たり、その企画、立案、実施の全てを行う。

(組織)

第 3 条 事業実行委員会は、委員 20 人以内で組織する。

2 事業実行委員会は、豊中市千里文化センター市民運営会議(以下「運営会議」という。)の委員 4 人と公募する 16 人以内の委員で構成する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、1 年とする。

2 委員は、再任することができる。ただし、3 年を超えることはできない。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 事業実行委員会に委員長 1 名及び副委員長若干名を置き、委員のうちから互選によりこれを定める。

6 委員長は、事業実行委員会を代表し、会務を総理する。

7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 事業実行委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、事業実行委員会に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

3 事業実行委員会では、会則を定めるほかその運営について必要な事項は、協議して決定する。

4 会則は、全委員の四分の三以上の多数をもって決定する。

(運営会議との連携)

第 7 条 事業実行委員会は、運営会議と定期的に会議をもつなど連携して事業を実施しなければならない。

(委任)

第 8 条 この要綱及び事業実行委員会で決定された事項のほか必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 21 年 8 月 31 日から実施する。
- 2 この要綱の実施後最初に委員となる者の任期は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 23 年 3 月 31 日までとする。
- 3 この要綱は、平成 21 年 11 月 4 日から実施する。ただし、第 3 条の規定については、平成 21 年 8 月 28 日から実施する。

## 8. 千里文化センターコラボひろば及び屋上庭園事業実行委員会会則

(目的)

第1条 本委員会は、「平成20年度豊中市千里文化センター市民運営会議検討報告書」に掲げる「コラボひろば」及び「屋上庭園」における事業の企画、立案をし、実施の担い手となることを目的とする。

(事業)

第2条 本委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) コラボ内施設の案内・事業案内
- (2) 千里に関する情報の受発信
- (3) 市民活動の支援・情報提供
- (4) 交流・協働の場としてのカフェ運営
- (5) 多目的スペースを含むコラボひろばでのイベントの実施
- (6) 市民主体の緑化事業と維持・管理
- (7) 屋上庭園でのイベントの実施

2 本委員会は、前項の事業を実施するにあたり、必要な場合は、サポーターを募集することができる。

(会員)

第3条 本委員会の会員は、豊中市千里文化センター市民運営会議(以下「運営会議」という。)から推薦された委員及び公募する委員で構成する。

(役員)

第4条 本委員会に次の役員を置く。このほかに必要な役員は、そのつど協議して決める。役員は会員の互選により選出する。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

(役員の仕事)

第5条 委員長は、本委員会を代表し、全体会議の会務を総理する。

8 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。また、担当する分科会の会務を総理する。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は、1年とする。

2 役員がその任期中、その職を離れた場合は、後任者がその残任期間を引き継ぐものとする。

(会議)

第7条 本委員会の会議は、全体会議及び分科会とし、全体会議は委員長が、分科会は副委員長が招集する。

- 2 全体会議は、役員の改選、分科会から提案された個別事業（以下「プロジェクト」という。）及びプロジェクトごとの担い手、その他本委員会の運営に関し必要な事項を議決する。
- 3 分科会は、「屋上庭園分科会」「交流分科会」「情報分科会」とし、プロジェクトの案を作成して、全体会議に提案する。
- 4 プロジェクト会議に参加する会員の同意のもと、アドバイザーの会議への参加を依頼することができる。
- 5 第1項から第4項のほか、3ヶ月に1回程度運営会議に参加し、進捗状況などを報告するほか、必要に応じて運営に関する協議をする。
- 6 運営に関する市民の意見や要望は、全体会議又はプロジェクト会議で協議の結果、可能なものは反映させる。

（委任）

第8条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この会則は、平成21年11月30日から実施する。
- 2 この会則の実施後最初に役員となる者の任期は、第6条第1項の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。